

株 主 各 位

東京都中央区銀座四丁目12番15号  
株式会社朝日ネット  
代表取締役社長 土方次郎

## 第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD 5  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項 第26期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）事業報告  
及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役6名選任の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://asahi-net.jp/>）に掲載させていただきます。

# 事業報告

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

##### 業界の動向

I S P (インターネット・サービス・プロバイダー) 業界におきましては、平成27年12月末のF T T H (光ファイバー) の利用者が、平成27年9月末に比べて29万件増の2,758万契約に達するなど、引き続きF T T H の利用者増が続いております。また、高速モバイル通信や、I o T (Internet of Things) の進展などによる法人向けソリューションサービスの需要も伸びており、業界全体を牽引しております。

##### インターネット接続サービスの状況

法人会員の新規入会や他I S Pからの乗り換えが好調で、平成28年3月末のASAHIネットの会員数は587千I D (前年度末比15千I D増) となりました。光コラボレーションモデルを活用したサービスとして提供を開始した「AsahiNet 光」については、当社接続会員の転用促進に注力いたしました。

また、NTT東西の光コラボレーションモデルを活用して、通信業界以外の業種からも光コラボ事業へ参入し、各社独自のサービスをインターネットと組み合わせお客様へ提供する動きが活発化しております。当社は、これらの事業者へのI S P サービスO E M供給を新たなビジネス機会として捉えて、積極的に活動しております。

マイルストーン社との業務提携により、クラウド型監視カメラソリューション「AiSTRIX (アイストリクス)」を開発いたしました。AiSTRIXは専用アクセスラインによるセキュアな接続と、カメラメーカーによらないマルチベンダー対応を可能とする法人向けソリューションサービスです。アナログカメラからI Pカメラへのリプレースが加速し、監視カメラ需要が増大する事業環境の中で、積極的な販売を行ってまいります。

##### 教育支援システムの状況

教育支援システム「manaba」においては、平成28年3月末の契約I D数は、491千I D (前年度末比35千I D増) となり順調に拡大しております。当事業年度には、東京経済大学などで全学へ導入し、平成28年3月末の全学導入校は62校となりました。

また、大規模多人数同時参加型オンライン（MMO）アンケートアプリ「respon」（レスポン）は、平成28年度から東洋大学など18校でご利用いただいております。授業やイベントでアンケートを実施し、回答結果を参加者全員でリアルタイムにシェアするなど、クラス全員の意見や考えを共有・確認しながら進める、新しい授業スタイルが生み出されております。

#### 収益の状況

「AsahiNet 光」などの拡販により、売上高は過去最高となりました。

I S Pの会員数増への対応や品質向上のための施策により売上原価が増加したこと、「AsahiNet 光」への転用を積極的に促進したことにより営業利益は減益となりましたが、平成27年3月期に計上した米国子会社株式評価損がなくなった影響で、当期純利益では増益の決算となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は8,091,055千円（前年同期比7.0%増）、営業利益は1,341,865千円（同22.6%減）、経常利益は1,344,818千円（同21.7%減）、当期純利益は881,406千円（同11.6%増）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は385,162千円であり、その主なものは次のとおりであります。

ネットワーク及びサーバー機器	249,485千円
基幹業務及び教育支援システム	109,419千円

#### ③ 資金調達の状況

当事業年度における設備投資等は、すべて自己資金で賄っております。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

Asahi Net International, Inc. は、当社の子会社でありましたが、平成27年4月28日付で全株式を譲渡いたしました。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継状況

該当事項はありません。

#### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第23期	第24期	第25期	第26期
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	( 当 期 ) (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売 上 高 (千円)	7,233,496	7,297,560	7,562,711	8,091,055
経 常 利 益 (千円)	1,772,704	1,910,964	1,717,875	1,344,818
当 期 純 利 益 (千円)	547,965	1,181,240	789,704	881,406
1株当たり当期純利益(円)	17.19	37.60	26.11	29.50
総 資 産 (千円)	10,707,553	10,144,346	10,163,714	10,239,837
純 資 産 (千円)	9,610,057	9,229,983	8,939,367	9,387,225
1株当たり純資産額(円)	301.43	298.88	299.16	314.15

## (3) 対処すべき課題

### ① 通信品質の維持向上ならびに通信コスト圧縮

契約者一人当たりの通信トラフィックが大きく増加している中で、平成29年3月期および平成30年3月期には、コアネットワークを増強するとともに、ネイティブ方式でのIPv6接続サービス提供に向けたVNE事業を開始いたします。これらの施策により、「NGNのIPv6接続サービスの提供」、「通信品質の向上」、「通信コストの固定費化および限界利益の向上」を実現いたします。

通信トラフィックが増加する中でも、高品質なインターネット接続サービスを適切な価格で継続的に提供していき、利益の増大にもつなげることができる重要な取り組みであると考えております。

### ② 法人向けソリューションサービスの拡充

「ASAHIネット おまかせWi-Fi」、「ASAHIネット おまかせVPN」および「クラウド型監視カメラソリューション AiSTRIX」などの法人向けソリューションサービスを積極的に展開しています。

コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせる I o T が進展する中で、インターネット接続サービスの周辺領域での需要も広がっております。当社ではこれらの需要に先進的なサービスを提供し、お客様の利便性を更に高めていくことが重要であると考えております。

### ③ F T T H の 拡 販

F T T H を 拡 販 す る に は 、 当 社 の 既 存 会 員 の F T T H へ の 移 行 を 促 す だ け で な く 、 F T T H を 利 用 す る 新 規 会 員 の 増 大 を 図 る こ と が 課 題 で す 。 F T T H へ の 移 行 を き つ か け に 競 合 他 社 か ら 当 社 へ の 乗 り 換 え を 促 す た め に 、 効 率 的 な プ ロ モ ー

ション活動で顧客満足度の高いASAHIネットの認知度を上げると共に、入会チャネルの多様化と増強を図ってまいります。また、NTTの光コラボレーションモデルを活用したサービスとして、アクセス回線とプロバイダサービスをセットにした「AsahiNet 光」においては、より一層の品質向上を実現できるサービスとして注力しております。当社の収益構造は、会員からのインターネット接続料収入を基礎としているため、会員獲得の増大が収益基盤の向上につながります。

④ モバイルデータ通信の拡販

近年急速に需要が高まり、今後も成長が見込まれるモバイルデータ通信の分野においては、当社の既存会員にサービスを提供するだけでなく、新規会員の増大を図ることが課題です。

⑤ 教育支援システム「manaba」の拡販

大学などの教育機関でご利用いただいている「manaba」につきましては、今後も教育現場のニーズを取り込み、教育の質を高めるイノベーションに貢献するためのサービス開発を進めてまいります。同時に、教育コンテンツを有する多くの企業との連携を図り、「manaba」の上でそれらのコンテンツを活用できるようにすることで、「manaba」の付加価値を更に高めていきます。

⑥ ブランドの構築と顧客満足度の維持、向上

平成28年3月期の全回線における平均退会率は0.97%と1%を下回る水準にあります。今後も退会を抑止し、さらに競合他社からの乗り換えを促進していくことが重要であると認識しております。そのためには、質の高い会員サービスと安定した接続環境を提供していくことによって、信頼できるブランドを構築し、顧客満足度の維持・向上に努めることが重要な課題です。

⑦ 情報セキュリティへの取り組み

当社は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO/IEC 27001:2013を取得しております。ISMS関連規則等を遵守し、当社が保有する個人情報及び情報資産を適切に管理・運用すると共に、社内での継続的な取り組みを推進してまいります。また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会より、個人情報の適切な取扱いを行う事業者が付与されるプライバシーマークを取得しているほか、インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会が発行する「安全・安心 マーク」使用許諾を得ております。今後も継続的に情報セキュリティや個人情報保護の認識を徹底させる教育を行い、適切な情報管理を行う管理体制を維持・強化していきます。

(4) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

インターネット接続サービス及び関連サービスの提供

(5) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

本社 東京都中央区

(6) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
126名	18名増	36.3歳	6.0年

- (注) 1. 上記には、臨時社員（パートタイマー）73名（8時間換算）は含まれておりません。  
2. 前期末に比べて使用人数が18名増加しておりますが、主な理由は業容の拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

(7) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年4月28日開催の取締役会において、連結子会社であるAsahi Net International, Inc. の全株式をLMS Development Holdings, Inc. へ譲渡することを決議し、同日に譲渡したことにより、当期から個別決算に移行しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 119,340,000株
- ② 発行済株式の総数 32,000,000株
- ③ 株主数 6,252名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
滝口 彰	2,646,000株	8.86%
杉山 裕一	2,646,000	8.86
株式会社朝日新聞社	2,217,000	7.42
株式会社I W A S A K I	1,690,000	5.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,578,700	5.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,057,800	3.54
島戸 一臣	959,000	3.21
岩崎 慎一	956,000	3.20
東日本電信電話株式会社	950,000	3.18
梅村 守	947,000	3.17

(注) 持株比率は、自己株式（2,118,579株）を控除して計算しております。

### ⑥ その他株式に関する重要な事項

平成27年5月13日開催の取締役会決議により消却した自己株式

(イ) 消却した株式の種類及び総数 当社普通株式 485,000株

(ロ) 消却した日 平成27年5月29日

(ハ) 消却後の発行済株式総数 32,000,000株

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土 方 次 郎	
取締役副社長	滝 口 彰	開発一部、二部、システム一部、二部、三部 技術戦略室担当
取 締 役	溝 上 聡 司	マーケティング部、CS企画部 営業一部、二部、三部、四部 人事総務部、リスクマネジメント対策室担当
取 締 役	中 野 功 一	経営企画室長、経理部、グローバル戦略室担当
取 締 役	長谷川 聡 子	弁護士、アルパイン株式会社 社外取締役 白銅株式会社 社外監査役
取 締 役	古 賀 哲 夫	株式会社ヒト・コミュニケーション 社外取締役
監査役（常勤）	吉 田 望	トランスコスモス株式会社 社外取締役
監査役（非常勤）	今 西 浩 之	公認会計士、株式会社パイオラックス 社外監査役、 株式会社ソケット 社外監査役
監査役（非常勤）	井 原 智 生	弁護士

- (注) 1. 取締役長谷川聡子氏、古賀哲夫氏の2名はいずれも社外取締役（独立役員）であります。  
2. 監査役吉田望氏、今西浩之氏、井原智生氏の3名はいずれも社外監査役（独立役員）であります。  
3. 監査役今西浩之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 監査役井原智生氏は、弁護士の資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役2名及び社外監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

上記責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとします。

#### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役6名 121,813千円（うち社外取締役 2名 10,500千円）  
監査役3名 27,300千円（うち社外監査役 3名 27,300千円）

- (注) 1. 取締役等の報酬額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成10年5月27日開催の第8回定時株主総会において年額500,000千円以内と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成10年5月27日開催の第8回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。



④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
社外取締役	長谷川 聡子	アルパイン株式会社 白銅株式会社	社外取締役 社外監査役	—
社外取締役	古賀 哲夫	株式会社ヒト・コミュニケーション	社外取締役	—
社外監査役	吉田 望	トランスコスモス株式会社	社外取締役	—
社外監査役	今西 浩之	株式会社パイオラックス 株式会社ソケッツ	社外監査役 社外監査役	—

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	長谷川 聡子	当事業年度開催の取締役会のほぼ全回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の様々な法的事項について適宜発言を行っております。
取締役	古賀 哲夫	当事業年度において就任以降開催された取締役会の全回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等について適宜発言を行っております。
監査役（常勤）	吉田 望	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全回に出席し、稟議書、契約書等重要書類の閲覧、社員への業務状況の聴取ならびにその他の重要会議への出席などを通して総合的な見地から監査を行い、必要事項について適宜発言を行っております。
監査役（非常勤）	今西 浩之	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のほぼ全回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経理システムにおける検討事項や税法変更における会計処理について適宜発言を行っております。
監査役（非常勤）	井原 智生	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の様々な法的事項について適宜発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査体制、監査実施要領、監査費用の合理性、監査実績等についてそれぞれ必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定する解任事由に該当すると判断した場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

#### ⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制についての当社の決定の概要は、以下のとおりであります。なお、平成27年4月21日開催の取締役会において内容の一部改定を行っております。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
取締役は法令・定款に適合するように社内規程を整備し、取締役及び使用人は法令・定款及び社内規程に準拠した職務の執行をする。

内部監査部門は、取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款及び社内規程に準拠し、適正且つ健全に行われているかを定期的に監査し、代表取締役社長及び監査役（会）に報告するとともに、改善の必要な事項を指摘し、その改善状況を監視する。

監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査部門、監査法人と連携・協力してその検証に当たる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理し、内部監査、監査役監査により定期的にその保管状況について監視する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、幹部会及び取締役会にてそのリスクの検討と対策を行う。内部監査、監査役監査により定期的にリスク管理の状況を監査し、維持、向上に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、職務執行の効率性を考慮し、適宜社内規程を改訂する。

内部監査部門及び監査役は、内部監査、監査役監査の過程で業務の効率化が図れるものを発見した場合には取締役に提言する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、業務の執行状況、財務状況等を定期的に当社に報告するほか、重要事項について当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業務執行に係るリスクに対処するため、子会社を管理する部署を設け、担当取締役とともに総合的に助言、指導を行うほか、内部監査、監査役監査により定期的にリスク管理の状況を監査し、維持、向上に努める。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社及び子会社を含めた全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、子会社管理の基本方針および運用方針を作成するとともに、定期的な情報共有体制を構築する。

(ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、当社の行動指針並びにコンプライアンス及びリスク管理に関する規程と同等の指針及び規程を制定することを通じ、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を図る。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を任命し、必要な事項を命令することができる。

監査役の職務を補助すべき使用人は、当該職務の遂行においては取締役及び上長の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、当社取締役会その他の重要会議に出席するほか、当社の重要な決裁書類、その他の資料を閲覧する。

当社及び子会社の取締役及び使用人は、取締役会等の重要会議において、業務の執行状況について監査役に報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役、使用人等に対し業務の執行状況について報告を求めることができる。また、取締役及び使用人等は、法令・定款違反及び不正な行為並びに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合、遅滞なく監査役に報告する。

当社は、コンプライアンス違反に関する事実についての社内報告体制として「内部通報制度運用規程」を整備・運用しており、内部通報を行ったものに対して、解雇その他のいかなる不利益な取扱いを被らないように保護規定を設けている。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努めるとともに、監査役と内部監査部門及び会計監査人との連携が図れるよう監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。また、監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて会社の費用で法律・会計等の専門家を活用することができる。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

(イ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

取締役は、企業倫理の確立に努め、経営陣・社員一人ひとりに至るまでコンプライアンスの重要性を認識し、周知を徹底する。企業の社会的責任の観点からも、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不測の事態が発生した場合には、警察や弁護士など外部専門機関と連携し、適切に対処する。

(ロ) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

人事総務部を対応部署として、情報の収集・管理に努め、顧問弁護士や所轄の警察署と個別具体的に相談できる関係を構築する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

## (6) 内部統制システムの運用の状況の概要

- ① 平成27年4月に内部統制システムの基本方針について改定を行い、当該方針に従い、適切に運用されています。
- ② 取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
- ③ 当社の重要事項について意思決定する際には、幹部会及び取締役会において多面的な審議を行い、損失の危険の管理は適切に行われています。
- ④ 取締役の職務執行について、内部監査室による各部門の内部監査や監査役監査を通じて発見した改善点等について取締役に提言するなど適切に運用されています。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制にかかる基本方針の拡充を行い、適切に運用されています。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されています。
- ⑦ 取締役や社内関係部署から、重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明、ならびにそれらに関する重要な文書の供覧等を通じて、監査役が必要とする情報は提供されており、監査役への報告は適切に行われています。また、コンプライアンス違反を通報したことによる保護規定を整備しており、適切に運用されています。
- ⑧ 取締役は、監査役が当社の監査をするうえで必要十分な情報アクセスができるよう適切な環境整備をしています。
- ⑨ 所轄の警察署や弁護士など外部専門機関と連携する体制ができています。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムは、会計監査人との連携もなされ、適切に整備、運用されています。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	8,249,135	流動負債	851,450
現金及び預金	2,040,590	買掛金	416,836
売掛金	1,524,439	未払金	352,548
有価証券	4,401,468	未払費用	22,367
貯蔵品	176,020	未払消費税等	27,306
前払費用	65,334	前受金	557
繰延税金資産	7,054	預り金	18,214
未収還付法人税等	39,258	前受収益	12,068
その他	8,622	その他	1,551
貸倒引当金	△13,654	固定負債	1,161
固定資産	1,990,702		
有形固定資産	502,868	負債合計	852,611
建物	46,621		
機械及び装置	309,448	純資産の部	
工具、器具及び備品	146,798	株主資本	9,194,556
無形固定資産	313,456	資本金	630,480
ソフトウェア	284,566	資本剰余金	780,808
その他	28,889	資本準備金	780,808
投資その他の資産	1,174,377	利益剰余金	8,664,998
投資有価証券	528,206	利益準備金	5,822
出資金	5,000	その他利益剰余金	8,659,176
破産更生債権等	215,928	繰越利益剰余金	8,659,176
長期前払費用	11,357	自己株式	△881,730
繰延税金資産	250,769	評価・換算差額等	192,669
投資不動産	205,038	その他有価証券評価差額金	192,669
敷金	173,804		
その他	200	純資産合計	9,387,225
貸倒引当金	△215,927		
資産合計	10,239,837	負債及び純資産合計	10,239,837

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,091,055
売 上 原 価		5,031,447
売 上 総 利 益		3,059,608
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,717,743
営 業 利 益		1,341,865
営 業 外 収 益		13,502
受 取 利 息	1,959	
有 価 証 券 利 息	5,752	
受 取 配 当 金	1,190	
不 動 産 賃 貸 料	4,320	
そ の 他	279	
営 業 外 費 用		10,548
不 動 産 賃 貸 費 用	881	
支 払 手 数 料	9,321	
そ の 他	345	
経 常 利 益		1,344,818
特 別 利 益		15,383
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15,383	
特 別 損 失		222,078
固 定 資 産 除 却 損	6,150	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	215,927	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,138,123
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	212,884	
法 人 税 等 調 整 額	43,832	256,716
当 期 純 利 益		881,406

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	630,480	780,808	5,822	8,517,486	△1,083,582	8,851,015
当 期 変 動 額						
剰余金の配当				△537,865		△537,865
当 期 純 利 益				881,406		881,406
自己株式の消却				△201,852	201,852	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	141,689	201,852	343,541
当 期 末 残 高	630,480	780,808	5,822	8,659,176	△881,730	9,194,556

	評 価・換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	88,352	88,352	8,939,367
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△537,865
当 期 純 利 益			881,406
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	104,316	104,316	104,316
当期変動額合計	104,316	104,316	447,857
当 期 末 残 高	192,669	192,669	9,387,225

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法を採用しております。

機械及び装置並びに工具、器具及び備品については、実質的残存価額（備忘価額1円）まで償却を行っております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 8年～15年

機械及び装置 9年

工具、器具及び備品 2年～15年

無形固定資産：定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

### 4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1, 231, 746千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	32, 485, 000	—	485, 000	32, 000, 000

(注) 発行済株式の減少485,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 603, 579	—	485, 000	2, 118, 579

(注) 自己株式の減少485,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	268, 932	9円00銭	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	268, 932	9円00銭	平成27年 9月30日	平成27年 12月7日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	268, 932	9円00銭	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

投資有価証券評価損	181,613千円
貸倒引当金	70,331千円
その他	5,879千円
繰延税金資産合計	257,823千円

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は13,555千円減少し、法人税等調整額が13,555千円増加しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、資金のうち、運転資金を除く余剰資金の運用に対してのみであることを社内規程にて制限しております。運用の原則として、流動性を確保し、かつ元本の安全性の高い方法を採用しており、主に預貯金または安定性のある金融商品に限定しております。

投資にあたっては、対象の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定するとともに、信用取引、債券先物取引及び商品先物取引等を行わない方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券については、銀行や証券会社を取り扱う安定性のある金融商品にて運用しております。

投資有価証券については、主に上場株式及び非上場株式を保有しております。上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式については、投資先企業の財務状況の悪化などによる減損リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2. を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,040,590	2,040,590	—
(2) 売掛金	1,524,439	1,524,439	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,916,522	4,916,522	—
資産計	8,481,552	8,481,552	—

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、その他については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	13,152

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

#### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 314円15銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 29円50銭  |

#### 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

##### 1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図り、株主還元を充実させるとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

##### 2. 取得の内容

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式                   |
| (2) 取得する株式の数  | 300,000株（上限）             |
| (3) 取得価額の総額   | 168,000千円（上限）            |
| (4) 取得期間      | 平成28年5月11日から平成28年7月31日まで |
| (5) 取得方法      | 信託方式による市場買い付け            |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社朝日ネット  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野水善之 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井澤依子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社朝日ネットの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

株式会社朝日ネット 監査役会

常勤監査役 吉田 望 ㊟

監査役 今西 浩之 ㊟

監査役 井原 智生 ㊟

(注) 常勤監査役吉田望、監査役今西浩之及び監査役井原智生は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第26期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は268,932,789円となります。

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、普通株式1株につき金18円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### ① 提案の理由

経営の監督と執行の分離をすることにより取締役会の監督機能の強化、業務執行の責任の明確化、並びに意思決定の迅速化を図ることを目的として執行役員制度を導入することに対し、取締役会が執行役員を選任できる旨の規定を新設するものであります。また、当該規定の新設に伴い、役付取締役の規定を一部変更するとともに、章および条数の変更を行うものであります。

#### ② 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略)	(代表取締役等) 第22条 (現行どおり)

現行定款	変更案
3 取締役会は、その決議によつて、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	3 取締役会は、その決議によつて、取締役社長1名を選定するものとする。
(新設)	<p>第5章 執行役員 (執行役員)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議によつて、若干名の執行役員を置くことができる。</p> <p>2 執行役員は、取締役会の定めた業務の執行を行うものとする。</p> <p>(執行役員規則)</p> <p>第32条 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規則による。</p>
第5章 監査役および監査役会	第6章 監査役および監査役会
第31条から第39条 (条文省略)	第33条から第41条 (現行どおり)
第6章 会計監査人	第7章 会計監査人
第40条から第43条 (条文省略)	第42条から第45条 (現行どおり)
第7章 計算	第8章 計算
第44条から第47条 (条文省略)	第46条から第49条 (現行どおり)

### 第3号議案 取締役6名選任の件

現取締役全員（6名）は本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ひじ かつ じ ろう 土方次郎 (昭和46年1月16日生)	平成10年10月 当社入社 平成13年5月 当社代表取締役専務 平成14年5月 当社代表取締役社長 平成16年5月 当社代表取締役社長退任 平成16年9月 東日本電信電話株式会社入社 平成20年6月 東日本電信電話株式会社退職 平成20年6月 当社取締役副社長 平成25年5月 当社代表取締役社長（現任）	88,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	滝口 彰 (昭和36年7月5日生)	平成4年9月 当社取締役 平成18年1月 当社代表取締役副社長 平成20年6月 当社取締役副社長(現任)	2,646,000株
3	溝上 聡司 (昭和39年12月22日生)	平成8年7月 当社入社 平成18年4月 当社営業本部長 平成18年6月 当社取締役(現任)	50,000株
4	中野 功一 (昭和35年2月25日生)	平成18年12月 当社入社 平成19年2月 当社経営企画室長(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	18,000株
5	長谷川 聡子 (旧姓及び職務上の氏名 二井矢 聡子) (昭和43年11月27日生)	平成6年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 平成6年4月 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所 平成9年6月 リンクレーターズ・アンド・ペインズ(現 リンクレーターズ) ロンドンオフィスに出向 平成19年3月 森・濱田松本法律事務所退所 平成19年4月 末吉綜合法律事務所(現 潮見坂綜合法律事務所)設立(現任) 平成26年6月 アルパイン株式会社取締役(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成27年6月 白銅株式会社監査役(現任) 平成27年11月 インテグラル株式会社パートナー(現任)	一株
6	古賀 哲夫 (昭和23年3月2日生)	昭和46年4月 日本電信電話公社(現 日本電信電話株式会社)入社 平成17年6月 東日本電信電話株式会社 代表取締役副社長 平成21年6月 エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社代表取締役社長 平成25年11月 株式会社ヒト・コミュニケーションズ取締役(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	一株

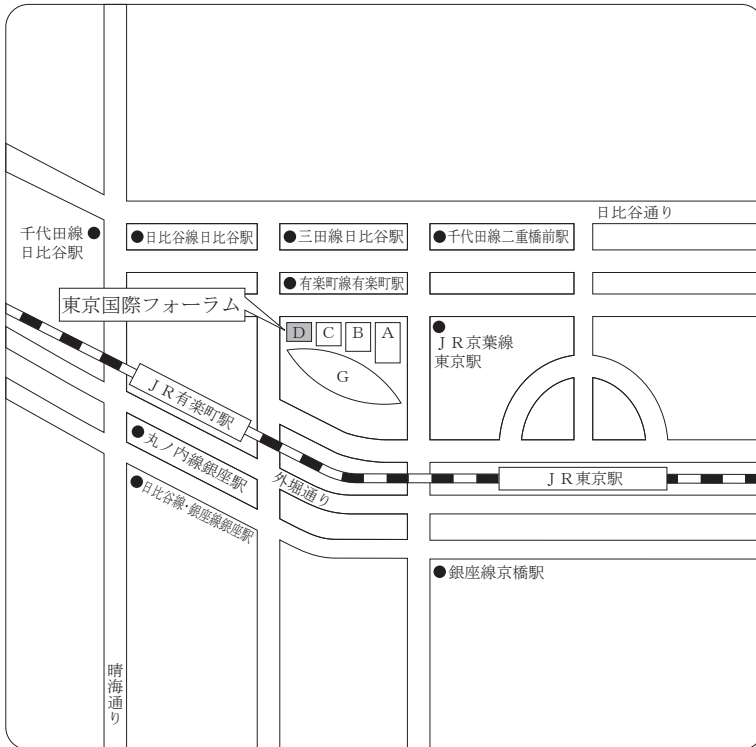
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長谷川聡子氏、古賀哲夫氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ております。取締役としての選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 長谷川聡子氏は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。
4. 古賀哲夫氏は、経営者としての豊富な経験を生かし、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に生かしていただくため、社外取締役候補者としたものであります。
5. 当社は、長谷川聡子氏、古賀哲夫氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款第30条第2項により定めた法令が規定する最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本総会において各氏の再任が承認された場合、それぞれ本契約を継続する予定であります。
6. 長谷川聡子氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 古賀哲夫氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

**会場** 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD5

**最寄り駅** 地下鉄「有楽町駅」D5出口から徒歩1分  
JR「有楽町駅」国際フォーラム口から徒歩1分



A : ホールA B : ホールB C : ホールC D : ホールD G : 会議室・展示ホールロビー

※株主総会にご出席者の株主さまへのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。